

議案第86号資料

○

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

（抜粋）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第一章 総則（第一条—第一條の四）	第一章 総則（第一条・第一條の二）
第二章 教育委員会の設置及び組織	第二章 教育委員会の設置及び組織
第一節 教育委員会の設置、教育長及び委員並びに会議（第二条—第十 六条）	第一節 教育委員会の設置、委員及び会議（第二条—第十五条）
第二節 事務局（第十七条—第二十条）	第二節 教育長及び事務局（第十六条—第二十二条）
第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限（第二十一条—第二 十九条）	第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限（第二十三条—第二 十九条）
第四章 教育機関	第四章 教育機関
第一節 通則（第三十条—第三十六条）	第一節 通則（第二十条—第三十六条）
第二節 市町村立学校の教職員（第三十七条—第四十七条の四）	第二節 市町村立学校の教職員（第三十七条—第四十七条の四）
第三節 学校運営協議会（第四十七条の五）	第三節 学校運営協議会（第四十七条の五）
第五章 文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係等（第四十八条—第五 十五条の二）	第五章 文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係等（第四十八条—第五 十五条の二）
第六章 雜則（第五十六条—第六十三条）	第六章 雜則（第五十六条—第六十三条）
附則	附則
(大綱の策定等)	
第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する	
(新設)	

則)で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

8| 教育長は、その職務の遂行に当たつては、自らが当該地方公共団体の教育行政の運営について負う重要な責任を自覚するとともに、第一条の二に規定する基本理念及び大綱に則して、かつ、児童、生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期して当該地方公共団体の教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならぬ。

第十二条 前条第一項から第三項まで、第六項及び第八項の規定は、委員

の服務について準用する。

2| 委員は、非常勤とする。

(教育長)

第十三条 (削る)

(新設)
(委員長)

6| 委員は、その職務の遂行に当たつては、自らが当該地方公共団体の教育行政の運営について負う重要な責任を自覚するとともに、第一条の二に規定する基本理念に則して当該地方公共団体の教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならぬ。

第十二条 教育委員会は、委員(第十六条第二項の規定により教育長に任命された委員を除く。)のうちから、委員長を選挙しなければならない。

(削る)

教育長は、教育委員会の会務を總理し、教育委員会を代表する。

2| 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

2| 委員長の任期は、一年とする。ただし、再選されることができる。
3| 委員長は、教育委員会の會議を主宰し、教育委員会を代表する。

4| 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。

(会議)

第十四条 教育委員会の会議は、教育長が招集する。

第十三条 教育委員会の会議は、委員長が招集する。

二 文化に関する事項（文化財の保護に関する事項を除く。）。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聽かなければならぬ。

二 文化に関する事項（文化財の保護に関する事項を除く。）。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聽かなければならぬ。

（事務処理の法令準拠）

第二十四条 教育委員会及び地方公共団体の長は、それぞれ前三条の事務を管理し、及び執行するに当たつては、法令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に基づかなければならぬ。

（事務処理の法令準拠）

第二十五条 教育委員会及び地方公共団体の長は、それぞれ前三条の事務を管理し、及び執行するに当たつては、法令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に基づかなければならぬ。

（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

（事務の委任等）

第二十六条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関する事項。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関する事項。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関する事項。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事項。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関する事項。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関する事項。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関する事項。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事項。

五 次条の規定による点検及び評価に關すること。

六 第二十九条に規定する意見の申出に關すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならぬ。

4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たつては、教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（都道府県知事に対する都道府県委員会の助言又は援助）

第二十七条 都道府県知事は、第二十二条第二号に掲げる私立学校に関する

五 次条の規定による点検及び評価に關すること。

六 第二十九条に規定する意見の申出に關すること。

3 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十七条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たつては、教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（都道府県知事に対する都道府県委員会の助言又は援助）

第二十七条の二 都道府県知事は、第二十四条第二号に掲げる私立学校に